

(水噴霧消火設備等に関する基準)

第40条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。(あ)(う)(え)(け)(の)

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1(3)項イに掲げる防火対象物又はその部分のうち、次の各号に掲げるもの (1) 延べ面積が700平方メートル以上の防火対象物(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。) (2) 吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車のために供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの (3) 防火対象物の屋上の部分で、駐車のために供する部分の面積が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げるもの (1) 油入機器を使用する特別高圧変電設備又は無人変電設備のある場所 (2) 油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 (3) 全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分	不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備

2 前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備は、移動式以外のものとし、かつ、自動式起動装置を設けなければならない。

(う)(え)(の)

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第18条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。(う)(え)(の)

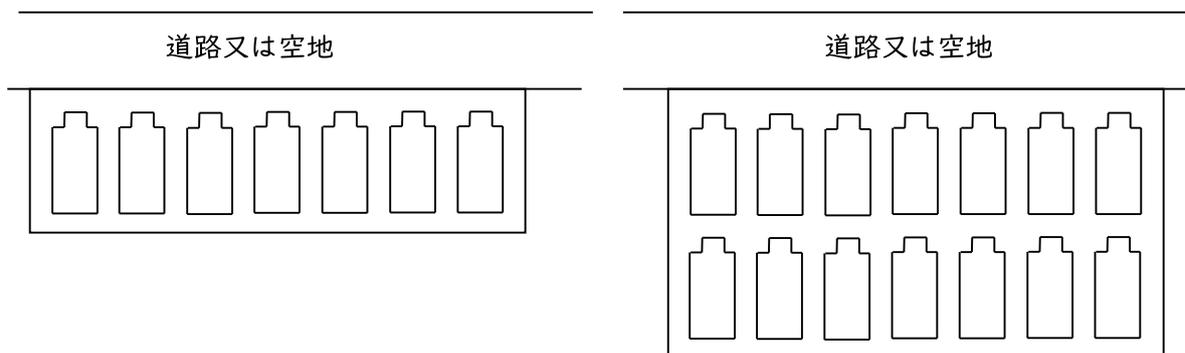
【解説】

本条は、令第13条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してその用途、規模に応じて水噴霧消火設備等の設置基準等を規定したものである。

1 第1項表上欄について

- (1) 適用対象は、令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物であり、その他の用途の防火対象物の駐車場への適用はない。
- (2) 「延べ面積」については、「駐車のために供する部分」という限定はないので、(13)項イ部分全体の延べ面積が設置の基準となる。
- (3) 「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のもの」とは、車両が一列又は二列に並列して駐車する車庫で、かつ前面空地又は道路が十分な幅員を有し、いずれの車両も他の車両に関係なく同時に屋外に完全に出入される場合をいい、図40-1のようなものをいう。

図 40-1



- (4) 第2号の適用を受けるものは、主として、昇降機によって車両を各階まで昇降させ、駐車位置まで自走又は機械装置によって車両を移動させるものをいう。

また、自走式の駐車場でも2以上の階にわたる昇降路等の吹抜け部分があって、かつ、駐車場の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上となれば適用となる。

適用範囲は「2以上の階の部分」である。

2 第1項表中欄について

- (1) 「油入機器」とは、主遮断機、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等主要な機器の全部又は一部に電気絶縁油を使用したものをいう。乾式のもの（冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの）は含まれない。
- (2) 「無人変電設備」とは、同一敷地内に関係者が常時駐在していないものをいうが、次の場合は適用しない。
 - ア 夜間、休日等で断続的に無人状態となるもの
 - イ 付近の別敷地等に関係者が常駐しているもの又は常時監視され、火災発生の場合、速やかに通報、連絡、初期消火態勢がとられているもの

- ウ 全出力が100キロワット未満のもの
- エ 柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの
- オ 屋外変電設備

3 第1項表下欄について

この規定の適用を受ける冷凍室又は冷蔵室（以下「冷凍室等」という。）の不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備は、次のいずれかに該当する場合、第46条の特例を適用して、その設置を免除することができる。

- (1) 壁及び天井等の断熱材料は、不燃材料（グラスウール等）を使用し、かつ、断熱材料を固定する材料（押え材）は、準不燃材料又は柱（木製の場合は4.5センチメートル角以上のものを使用し、柱と柱の間隔はそれぞれ60センチメートル以上としたものに限る。）を使用すること（図40-2参照）。

なお、荷摺木を設置する場合は厚さ2センチメートル以上、幅10センチメートル以上の材料を使用し、荷摺木の使用面積の合計は、荷摺木を設置した壁の面積の合計の30パーセント以内とすること。

- (2) 壁及び天井等の断熱材料をモルタル（厚さ2センチメートル以上）又はこれと同等以上の防火性能を有するもの（平成12年5月24日建設省告示第1359号（一部改正_令和3年6月7日_国土交通省告示第513号）第1、1、ホに規定するもので覆い、かつ、断熱材料に着火のおそれのない構造とすること。
- (3) 壁及び天井等の断熱材料として自消性の材料（JIS A9511に適合するポリスチレンフォーム保温材又はこれと同等以上のもの）を使用し、かつ、その表面を準不燃材料（不燃材料にあっては、ガラス及びアルミを除く。）で覆うこと（図40-3参照）。
- (4) 床面積100平方メートル以下ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸で区画すること。

図 40-2 冷凍室等断熱処理施工例
(荷摺木を設置する場合)

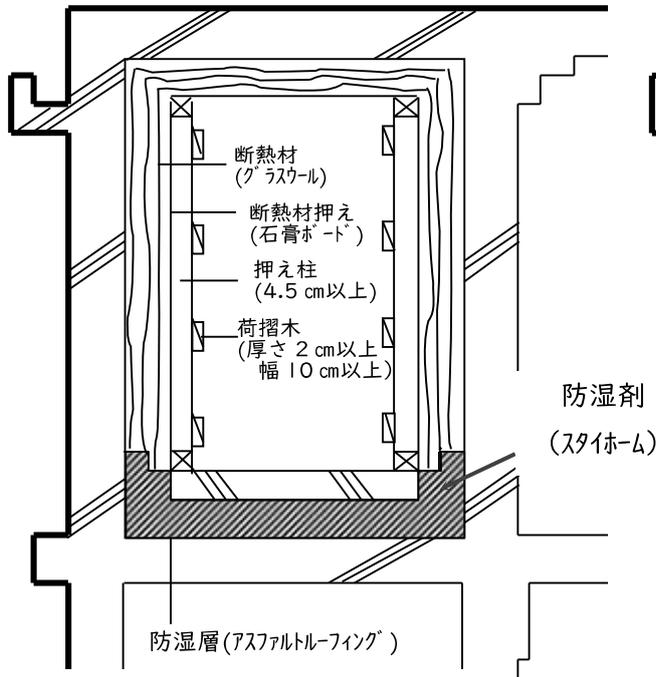
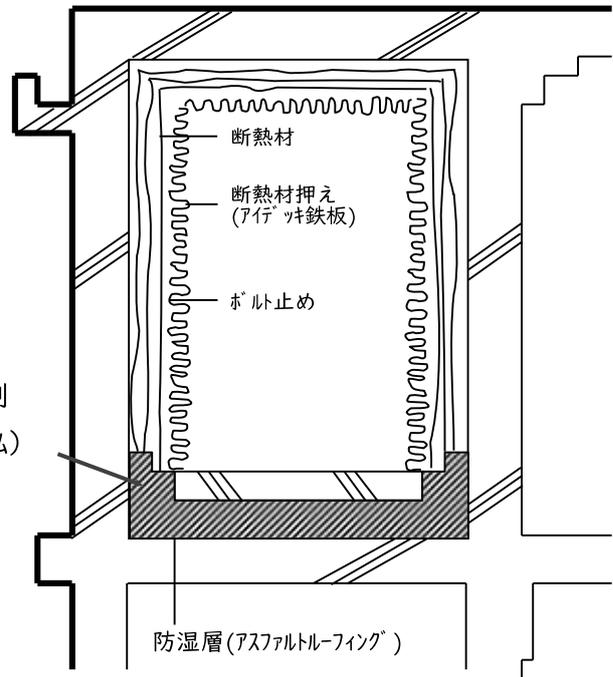


図 40-3 冷凍室等断熱処理施工例
(荷摺木を設置しない場合)



4 第2項の規定は、無人変電設備のある場所に設ける消火設備の方式について規定したもので、その特殊性から、人が操作する移動式の設備は認めず、固定式の設備とするように定めたものである。

この場合、自動式起動装置には、保守等の点検のために立ち入る場合の人命危険を避けるため、自動・手動切替装置を設けること。

5 第3項の規定は、本条により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置及び維持についての技術上の基準を定めたものであり、令第14条から第18条のそれぞれに規定する例により設置し、及び維持しなければならないとしている。